がん検診受診推進員制度（概要）

資料８

**１．目的**

○がんの正しい知識の普及啓発を行い、がん検診受診率向上によりがんによる死亡者数の減少につなげる。

**２．内容**

○「がんの予防・早期発見を推進するための連携・協力に関する包括協定書」等を締結した企業、団体において、がん検診受診推進員として認定する。がん検診受診推進員は、職場や地域において、がんに関する正しい知識の普及啓発、がん検診の受診勧奨等を行う。

　**<現在の包括協定企業>**

　　・東京海上日動火災保険株式会社(Ｈ22.2～)

・東京海上日動あんしん生命保険会社(Ｈ22.2～)

・アフラック(Ｈ22.2～)

・第一生命保険株式会社(Ｈ22.10～)

・社団法人大阪府信用金庫協会(Ｈ22.10～)

**３．養成研修**

○実施主体：協定企業等

○研修内容：府が別に定めるテキスト内容によるものとする。

 ○研修費用：企業負担（認定証作成含む）

**４．がん検診受診推進員の活動**

○がん検診受診推進員には、「大阪府がん検診受診推進員認定証」を企業等が作成、交付。認定証を受けた推進員は、府民に対して、がんに関する正しい知識の普及啓発、がん検診の受診勧奨等を行う。

○協定企業等は、年度ごとに推進員の活動内容を府に報告するとともに、府が実行するがん対策事業等に協力する。

○任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。